

各 所 属 長 殿

保存期間	1 0 年
------	-------

島 根 県 警 察 本 部 長

大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号。以下「改正府令」という。）の概要等は、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について（令和元年10月2日島交企甲第1785号ほか本部長通達）により通達しているところであるが、このうち、本年12月1日から施行される大型自動二輪車に関する規定の整備に関する留意事項については次のとおりであるので、事務処理に誤りのないようになされたい。

記

1 運転免許に付す条件と免許証への記載等について

(1) 電動大型二輪限定免許

改正府令附則第4項の規定により、定格出力が20.00キロワットを超える原動機を有する大型自動二輪車（以下「電動大型自動二輪車」という。）を使用して行う大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）の運転免許試験（以下「特例試験」という。）に合格した者に対し大型二輪免許を与えるときは、運転することができる大型自動二輪車の種類を電動大型自動二輪車に限定した免許（以下「電動大型二輪限定免許」という。）を与えることとされた。

電動大型二輪限定免許に付す条件、条件の免許証への記載方法及び運転者管理システムにおいて用いる免許の条件等コードについては、別紙1のとおりである。

(2) A T限定大型二輪免許

運転することができる大型自動二輪車及び普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「A T機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る大型自動二輪車免許（以下「A T限定大型二輪免許」という。）については、これまで、運転することができる車両を総排気量0.650リットル以下のものに限定されていたところ、改正府令の施行後は当該総排気量の上限を設けないこととされた。

これに伴い、改正府令の施行日以後にA T限定大型二輪免許を与える場合において、当該免許に付す条件、条件の免許証への記載及び運転者管理システムにおいて用いる免許の条件等コードについては、別紙2のとおりである。

なお、改正府令の施行前にA T限定大型二輪免許に係る技能試験又は指定自動車教習所の卒業検定に合格した者に対し、改正府令の施行後に当該免許を与える場合についても同様である。

改政府令附則第8項の規定により、改政府令の施行の際現にAT限定大型二輪免許に付されている総排気量による限定については、これをないものとみなすこととされたことから、改政府令の施行の際現にAT限定大型二輪免許を受けている者については、改政府令の施行後における運転免許証の更新又は再交付の際に、別紙3のとおり条件の記載を変更すること。

2 運転従事証明書について

改政府令附則第7項の規定により特例試験を受けようとする者が運転免許申請書に添付しなければならないこととされている、改政府令の施行の際現に電動大型自動二輪車の運転に従事している者（以下「電動大型自動二輪車運転従事者」という。）に該当する者であることを証明する書類（以下「運転従事証明書」という。）についての留意事項は、次のとおりである。

(1) 証明者

証明は、原則として、電動大型自動二輪車の所有者（特例試験を受ける本人が所有者である場合を含み、所有者が法人である場合には当該車両の管理者等とする。）、同居の親族等電動大型自動二輪車の運転に従事している事実を証明し得る者に行わせること。

(2) 運転従事証明書の様式及び添付書類

運転従事証明書の様式は別記様式のとおりとし、これに、電動大型自動二輪車の自動車検査証（交付年月日が施行日前であり、かつ、有効期間の満了する日が施行日以後のものに限る。）の写し、軽自動車届出済証（交付年月日が施行日前のものに限る。）の写し、自動車損害賠償責任保険証明書（施行日が保険期間内のものに限る。）の写しその他の施行の際電動大型自動二輪車を現実に運転することができる状態にあったことを証明する書類を添付すること。

3 電動大型自動二輪車に関する初心運転者期間制度の適用上の留意事項について

電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合における道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第100条の2第1項に規定する初心運転者期間制度の適用については、次の事項に留意すること。

(1) 改政府令の施行日前に違反行為をした場合

普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る初心運転者期間内の者が、改政府令の施行日前に、施行日以後において電動大型自動二輪車となる普通自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合には、当該普通二輪免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

(2) 改政府令の施行日以後に違反行為をした場合

ア 電動大型自動二輪車運転従事者が改政府令附則第2項の規定により大型二輪免許とみなされる普通二輪免許で電動大型自動二輪車を運転していた場合

電動大型自動二輪車は普通二輪免許に係る法第71条の5第2項に規定する免許自動車等に該当しないことから、普通二輪免許に係る初心運転者期間内の者が電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をしても、当該普通二輪免許に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為には該当しない。

イ 電動大型二輪限定免許等を受けて電動大型自動二輪車を運転していた場合
電動大型二輪限定免許又はその他の大型二輪免許（以下「電動大型二輪限定免許等」）を新たに取得した者は、大型二輪免許を受けた者に該当することから、当該免許を受けた日から大型二輪免許に係る初心運転者期間が始まることとなる。したがって、電動大型二輪限定免許等に係る初心運転者期間内の者が電動大型自動二輪車の運転に関し違反行為をした場合には、当該電動大型二輪限定免許等に係る初心運転者期間制度の対象となる違反行為に該当する。

4 運転者管理システムの運用について

電動大型自動二輪車に関する運転者管理システムの運用については、次のとおりとする。

(1) 改正府令附則第2項の規定により大型二輪免許とみなされる普通二輪免許により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

電動大型自動二輪車運転従事者が普通二輪免許で違反又は事故を起こした場合には、違反登録票（資料区分60）又は事故登録票（資料区分80）を用いて登録すること。その際、これらの登録票中「⑩免許の種類」欄には「00」を入力すること。また、これらの登録票中「⑬違反名」欄に「無免許運転0380、1380、2380」を入力しないこと。

また、当該違反又は事故については、追記登録票（資料区分03）を用いて追記登録し、行政処分照会票（資料区分09）により累積点数を照会して当該者が処分の基準点数に達しているかどうかを確認すること。

(2) 電動大型二輪限定免許等により電動大型自動二輪車を運転して違反又は事故を起こした場合の登録

現行の登録要領に従って登録すること。

5 電動大型自動二輪車を運転している者に対する教示

普通二輪免許により電動大型自動二輪車を運転している者を認めた場合は、改正府令の内容及び令和2年12月1日以降は当該免許においては運転できなくなる旨を説明し、運転免許センターの試験係に大型自動二輪免許の取得方法等について問合せるよう教示すること。

6 質疑応答

本件に関する質疑応答は別添のとおりであるので参考とすること。

別記様式 [略]

別紙1～3 [略]

別添 [略]